

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
学童クラブおやつ代	子ども教育部 育成活動推進課	2人 (15件)	18,750円	時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月22日に債権放棄した。
生活保護法第63条 返還金	健康福祉部 生活援護課	7人 (9件)	1,102,273円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。
生活保護費過払金	健康福祉部 生活援護課	16人 (47件)	1,767,366円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。
生業資金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	1人 (1件)	872,259円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。

奨学金貸付金 返還金	健康福祉部 生活援護課	3人 (3件)	1,122,400円	時効が完成した債権について、債務者及び連帯保証人に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月28日に債権放棄した。
合計		29人 (75件)	4,883,048円	